

福井県最低賃金の改正決定に関する諮問について

福井労働局（局長 早木 武夫）は、本日7月5日に開催された福井地方最低賃金審議会（会長 青垣 幹夫）において、平成28年度の「福井県最低賃金」の改正について諮問を行った。

福井県最低賃金の改正にあたっては、今後、同審議会のもとに専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から示される目安額、賃金実態調査の結果等を参考として、本年10月発効を目途に、具体的な審議が行われることになる。

最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」とされている。

平成27年度においては、7月2日に諮問を行い、8月5日に答申があり、公示等の手続きを経て10月1日に時間額732円（引き上げ額16円）で発効となっている。

福井県最低賃金の推移は、別紙のとおりである。



青垣会長（左）に諮問文を手渡す早木労働局長（右）

福井県最低賃金の推移

年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
時間額 (円)	684	690	701	716	732
引き上げ額 (円)	1	6	11	15	16
引き上げ率 (%)	0.14	0.88	1.59	2.14	2.23
答申月日	8/5	8/10	8/19	8/8	8/5
発効日	10/1	10/6	10/13	10/4	10/1